

北陸新幹線の早期全線開業を求める意見書

北陸新幹線は、日本海国土軸の形成や国土の均衡ある発展に資するとともに、大規模災害時において東海道新幹線の代替機能を果たすなど、国土強靱化を図るうえで極めて重要な国家プロジェクトであります。

本年３月１６日には関係各位の格別のご尽力により、金沢・敦賀間が開業しましたが、東海道新幹線における７月の保守用車事故の影響による運休や８月の台風の影響による運休、さらには南海トラフ地震臨時情報が発表された際には、交通網の脆弱性やリダンダンシーの確保という社会課題解消への効果を発揮する北陸新幹線の重要性を再認識したところであり、北陸新幹線の整備効果を最大限発揮させるためには、一日も早い全線開業が必要不可欠であります。

現在、敦賀・新大阪間は環境影響評価および北陸新幹線事業推進調査が続けられていますが、調査が長期化し、認可・着工や開業時期が示されていない現状において、これらの見通しが早期に明示されるよう願っているところです。

このような中、去る８月２７日に開催された、与党ＰＴ北陸新幹線敦賀・新大阪間整備委員会では、政府予算の概算要求において小浜・京都ルートの新規着工に必要な建設費を事項要求とすることが了承され、翌２８日には与党整備新幹線建設推進ＰＴにおいて、小浜・京都ルートの令和７年度内の認可・着工を着実に進めること等を政府に要望することが決議されました。

これらの状況を踏まえ、次の事項について強く要望します。

記

- 1 敦賀・新大阪間の環境影響評価および北陸新幹線事業推進調査を迅速かつ着実に進めるとともに、令和６年末までの駅位置・詳細ルートの公表および令和７年度には認可・着工を行い、一日も早い全線開業を実現すること。
- 2 貸付料の算定期間延長や国費の大幅な増額等により整備財源を確保す

るなど、着工５条件の早期解決を図り、開業までの期間を最大限短縮すること。

- ３　ＪＲ小浜線は特急が運行されておらず、また、新幹線開業により旅客輸送量が著しく低下する路線ではないため、敦賀・新大阪間の整備に伴う並行在来線には該当しないことを明確にすること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和 ６ 年 １ ０ 月 ９ 日

敦 賀 市 議 会